

東京海上日動 自治会活動保険(要約)

恵み野北町内会では、町内会会員全てが対象となる損害保険、
「東京海上日動 自治会活動保険」に加入しております。

1. 保険の仕組み

自治会活動保険は、次の4つの補償を組み合わせた保険です。

① 賠償責任担保条項

次の a,b の損害にたいして保険金が出ます。

a.施設の欠陥や、自治会活動等に起因する対人・対物事故により、被保険者（自治会）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

b.自治会活動等に参加中の対人・対物事故により、被保険者（住民）が、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

② 傷害見舞費用担保条項

住民以外の方が自治会活動等に参加中に傷害を被った場合に、被保険者（自治会）がお見舞金を支払うことによって被る損害に対して保険金がでます。

③ 傷害担保条項

被保険者（住民）が自治会活動等に参加している間に傷害を被った場合に保険金が出ます。

④ 費用損害担保条項

自治会活動等が降水で中止または延期となったことにより、被保険者（自治会）が支出する費用に対して保険金がでます。

2. 補償内容

	担保有無	担保項目		支払限度額	条件
		CSL	1事故		
賠償責任	担保あり	CSL	1事故	1千万円	
傷害見舞費用	担保あり	/			8日以上入院した場合
傷害	担保あり	死亡・後遺障害		100万円	事故発生の日から180日以内に死亡した場合
		入院		1,000円	事故発生の日から180日以内に入院した場合
		通院		500円	事故発生の日から180日以内に通院した場合で90日を限度に
費用損害	担保あり			30万円	

3. お支払い方法

1回の事故につき、1被患者あたりの金額を限度に実費をお支払いします。

◆死亡の場合：10万円

◆後遺障害が生じた場合：後遺障害等級に応じて、10万円×4%～100%

◆入院した場合31日以上：2万円

15日～30日：1万円

8日～14日：5千円

※8日以上入院と、後遺障害または死亡が競合した場合は、その合計額が支払われます。